

平川市感染防止対策認証店舗支援金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止対策の徹底と減収に苦しむ市内飲食店等の存続の両立を図るため、感染防止対策について市の認証を受けた市内飲食店等に対して、平川市感染防止対策認証店舗支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2 この要綱における飲食店等とは、日本標準産業分類に定める「飲食サービス業」、「一般乗用旅客自動車運送業（タクシー業）」、及び他に分類されないその他のサービス業のうち「自動車運転代行業」とする。

(交付対象者)

第3 支援金の交付対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、令和3年4月30日までに開業し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を置き、飲食店等を営む個人事業主又は法人であること。
- (2) 現に事業を営み、かつ、今後も1年以上継続して事業を営む予定であること。
- (3) 「平川市感染防止対策認証店舗」の認証を受けていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の店舗等における売上の減少が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 令和3年1月から5月までの任意の3か月の売上額が、令和元年又は令和2年の同期間の売上額と比較し、20%以上減少している。
 - ② 令和2年4月1日から令和3年4月30日までに開業した店舗等については、令和3年5月の売上額が、開業月から令和3年4月までの売上額の平均額と比較し、20%以上減少している。
- (5) 2020年の確定申告を行っていること。
- (6) 住民税等の滞納がないこと。
- (7) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める施設でないこと。

(交付金額)

第4 支援金の額は、第3第4号で算定された減少額又は20万円のいずれか低い方とする。

2 交付申請は、1店舗等につき1回までとする。

(申請書等)

第5 支援金を受けようとする者は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 平川市感染防止対策認証店舗支援金申請書兼請求書(様式第1号)。

(2) 営業許可証又は自動車運転代行業認定証の写し。

(3) 個人事業主の場合は、2020年の確定申告書及び収支内訳書の写し。ただし、令和3年に開業した場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、又は営業開始を証明できるものの写し。

(4) 法人の場合は、直近の法人市民税申告書及び法人事業概況説明書の写し。ただし、創業から1年に満たない場合は、法人設立届出書の写し。

(5) 売上額の減少が分かる帳簿等の写し。

(6) 市外に住所を置く事業主の場合は、住所地の市町村の納税証明書。

(7) その他、市長が必要と認めるもの。

2 前項に定める書類の提出期限は、令和3年7月30日までとする。

(支援金の交付決定及び額の確定等)

第6 市は、第5の規定による申請があったときは、当該申請に係る提出書類の審査及び現地確認を行い、平川市感染防止対策認証店舗支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市は、現地確認を行う際の認証基準として、「あおり飲食店感染防止対策認証制度」を準用する。飲食サービス業の以外の業種については、各業界のガイドラインを参考に市が定めた認証基準を用いるものとする。

3 市は、第1項の規定により認証した店舗等に対して当該認証に係るステッカーを店舗等に交付するものとし、ステッカーの交付を受けた店舗等は利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

(支援金の交付)

第7 市は、第6の規定により支援金の交付を決定した後、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)へ支援金を支払うものとする。

(支援金交付決定の取消し)

第8 市は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書類の記載内容に虚偽があったとき。

(2) 「平川市感染防止対策認証店舗」の認証後に、感染予防対策等、認証の要件を満た

していないと認めたとき。

(3) 市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

2 市は、前項の規定により交付を取消しした場合、平川市感染防止対策認証店舗支援金取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9 市は、第8の規定により支援金の交付を取消しした場合において、すでに支援金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する返還請求は、平川市感染防止対策認証店舗支援金返還請求書（様式第4号）により交付決定者に通知することとする。

（報告及び検査）

第10 市は、申請内容等の確認のため、交付決定者に対して必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第11 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、支援金の関連書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。